

～交通事故の加害者・被害者にならないために～

高齢者を交通事故から守りましょう

◆高齢者は…

- 自己の運動能力や身体機能の変化を認識し、**ゆとりを持って行動**しましょう。
- 道路を横断するときや、交差点を通行するときは十分に安全を確認しましょう。
特に**左方から来る車**に注意しましょう。
- 70歳以上の運転者は、高齢運転者標識（高齢者マーク）を付けましょう。
- 朝夕の薄暗い時間帯や夜間には反射材を身につけましょう。



◆自動車等の運転者は…

- 高齢者の行動の特徴を理解し、**一時停止**や**徐行**をするなど、思いやりのある運転を心掛けましょう。
- 高齢運転者標識（高齢者マーク）を付けている自動車を見かけたら、その動きに注意し、思いやりのある運転を心掛けましょう。

自転車を安全に利用しましょう

◆自転車の運転者は…

- 自転車の運転は、**車道が原則**、歩道は例外です。
- やむを得ず歩道を走る場合は、**歩行者優先**で**車道寄り**を**徐行**しましょう。
- 飲酒運転・二人乗り・傘差し・携帯電話やイヤホンの使用などの危険な運転は絶対にやめましょう。
- 朝夕の薄暗い時間帯にはライトを早目に点灯し、反射材を身につけましょう。
- 自転車が加害者となり、重い賠償責任を求められる事故が発生しています。
賠償責任保険に加入しましょう。



◆自動車等の運転者は…

- 交差点を通行する際は、自転車との衝突を防ぐためにも十分に安全確認をしましょう。
- 自転車のそばを通るときは、自転車との**間隔をあける**か、**徐行**しましょう。

飲酒運転は「しない、させない、ゆるさない」

◆運転者は…

- 飲酒運転は**悪質な犯罪**です。飲酒運転は絶対に「**しない**」という強い意志を持ちましょう。
- 二日酔い運転も絶対にやめましょう。



◆酒類を提供する飲食店では…

- 車での来店を確認するなど、飲酒運転は「**しない、させない、ゆるさない**」を合言葉に、運転者に酒類を提供しないよう徹底しましょう。

12月 1日（土） 街頭広報の日
12月10日（月） 交通事故死ゼロを目指す日
12月14日（金） 飲酒運転根絶の日

お問い合わせは
埼玉県県民生活部防犯・交通安全課
TEL048-830-2955

人も車も自転車も 安心・安全 埼玉県